

# なるほど 子ども・子育て支援制度

平成 24 年 8 月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月から本格スタートします。  
【問い合わせ】市子育て支援課 ☎ 0994-31-1134



## 新制度で増える教育・保育の場

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の 2 つが多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」や、少人数の子どもを保育する地域型保育事業の普及を図ります。

### 幼稚園

3～5 歳



小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校  
(現在市内に 10 施設)

### 保育所

0～5 歳



就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設  
(現在市内に 35 施設)

### 認定こども園

0～5 歳



教育と保育を一体的に行う施設  
(現在市内に施設はありません)

### 地域型保育

0～2 歳



少ない人数 (19 人以下) で、子どもを預かる事業  
(現在市内に施設はありません)

※認定こども園、地域型保育事業については、平成 27 年度以降新たに認可・認定される予定です。



## 新制度の利用の流れ

新制度では、手続きについてこれまでと時期や流れが大きく異なるものではありませんが、3 つの区分の設定に応じて施設 (幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育) の利用先が決まります。

### 3 つの認定区分

#### 1号認定 (教育標準時間認定)

満 3 歳以上で、教育を希望  
【幼稚園、(認定こども園)】

#### 2号認定 (保育認定)

満 3 歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望  
【保育所、(認定こども園)】

#### 3号認定 (保育認定)

満 3 歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望  
【保育所、(認定こども園、地域型保育)】

### 幼稚園等を利用希望の場合

1. 幼稚園等に直接利用申込
2. 幼稚園等から入園の内定
3. 幼稚園等に利用のための認定を申請
4. 幼稚園等を通じ市から認定証が交付
5. 幼稚園等と契約

### 保育所等を利用希望の場合

1. 市に「保育の必要性」の認定を申請及び利用希望の申込
2. 申請者の希望や保育所等の状況により市が利用調整
3. 利用先の決定後、市から認定証が交付され、契約



## 保育料について

平成 27 年度から認定こども園等新制度に移行する教育・保育施設については、市が定める基準に応じて保育料が決定されます。

また、私立保育所以外の施設については保育料の支払先が各施設となります。

### 「所得税」から「住民税」へ

これまで前年分の源泉徴収票（写）等をもとに保育料を算定していましたが、新制度では前年度及び当該年度に課税された住民税をもとに保育料を算定していきます。

### 「4月」から「9月」へ

保育料は年度切り替えでしたが、住民税への変更の関係により切り替え時期は9月になります。

